



愛媛労働局発表  
平成30年7月13日

【広報担当】

雇用環境・均等室

室長 佐藤 真理子

監理官 渡部 仁司

(電話) 089-935-5222

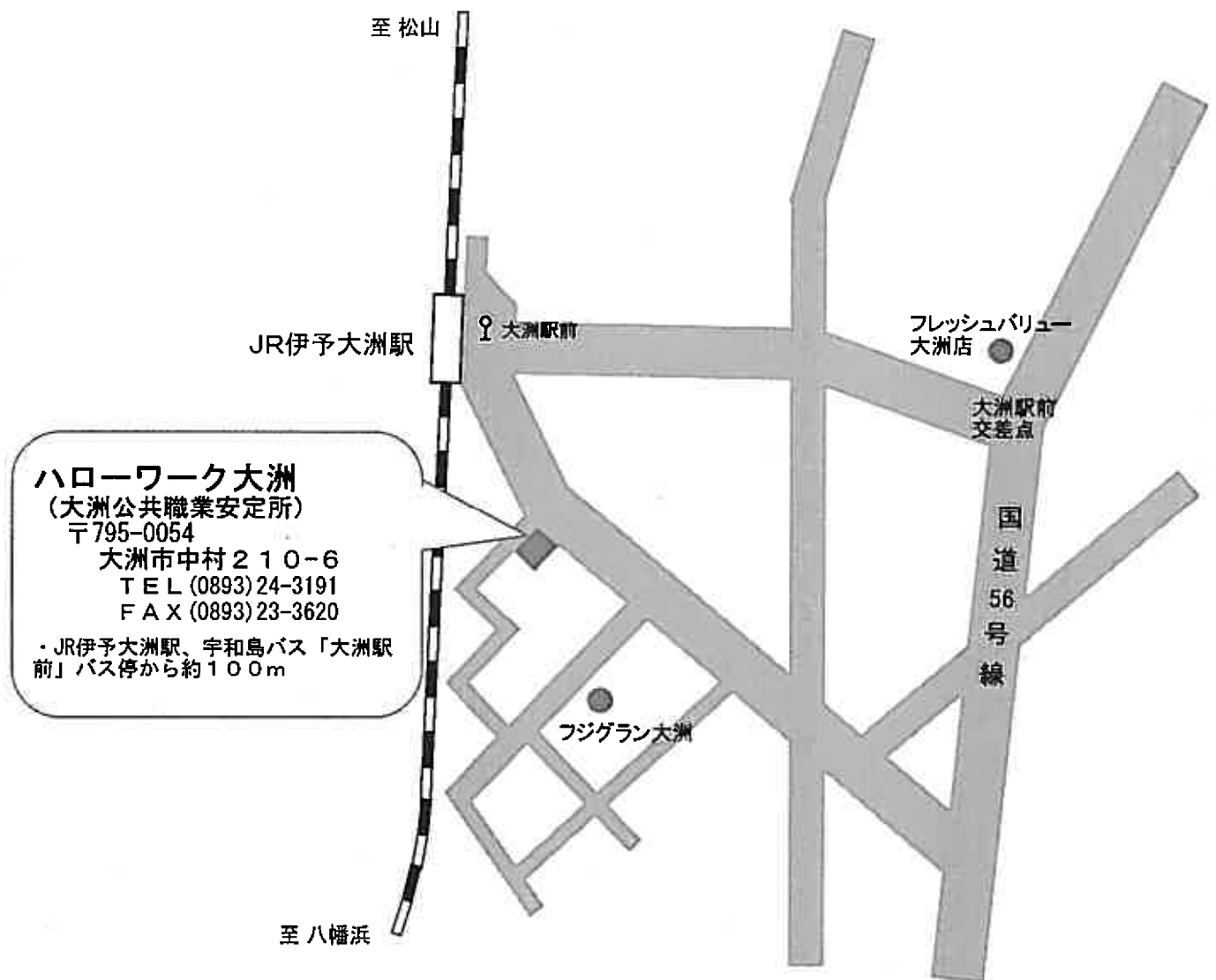
報道関係者 各位

### 平成30年7月豪雨により被災された事業主及び労働者の皆様に対する 臨時相談会を開催します

愛媛労働局（局長 濱本和孝）は、平成30年7月豪雨に伴い被災された事業主や労働者の皆様に対する臨時相談会を、ハローワーク大洲において開催いたします。

- 1 期 間 平成30年7月14日（土）～平成30年7月16日（月）  
9：00 ～ 17：00
- 2 場 所 ① 電話による相談  
0893-24-3191  
② 来庁による相談  
ハローワーク大洲（大洲公共職業安定所）  
〒795-0054 大洲市中村210-6（裏面案内図参照）
- 3 相談内容 平成30年7月豪雨に被災された方々からの労働に関する相談
  - ① ≪労働基準関係≫  
（事業主向け）
    - ・ 労働者の労務管理に関する相談
    - ・ 復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談（労働者向け）
    - ・ 給料の未払等に関する相談
  - ② ≪職業安定関係≫  
（事業主・労働者向け）
    - ・ 事業所の休・廃止により一時離職を余儀なくされた方への雇用保険給付に関する相談（事業主向け）
    - ・ 労働者を休業させる場合の雇用調整助成金に関する相談
  - ③ ≪総合労働相談≫  
（事業主・労働者向け）
    - ・ ①～②以外の労働相談
- 4 その他 豪雨に伴い被災された事業主や労働者の皆様に対する相談会のため、一般の職業相談や雇用保険に関する手続きは行っておりません。

# 臨時相談会のご案内 (ハローワーク大洲)



平成 30 年 7 月豪雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ  
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
  - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
  - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
  - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
  - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均が、前年同期に比べ 10%以上減少していること
  - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近 3 か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと

愛媛労働局発表  
平成30年7月12日

報道関係者 各位

【照会先:総合労働相談関係】

雇用環境・均等室

室長 佐藤 真理子

監理官 渡部 仁司

(電話) 089-935-5222

【照会先:労働基準関係】

労働基準部監督課

課長 浅山 辰哉

主任監察監督官 三浦 弘之

(電話) 089-935-5203

【照会先:職業安定関係】

職業安定部職業安定課

課長 山本 博和

(電話) 089-943-5221

職業安定部職業対策課

課長 永木 徹

(電話) 089-941-2940

【照会先:労働保険関係】

総務部労働保険徴収室

室長 市村 俊右

室長補佐 三好 隆浩

(電話) 089-935-5202

愛媛労働局及び管下の労働基準監督署・ハローワークに平成30年7月豪雨に伴う  
災害関連相談窓口を開設しました

愛媛労働局（局長 濱本和孝）は、平成30年7月豪雨に伴い、災害関連相談窓口（別紙：窓口一覧）を、本日、愛媛労働局及び管下の全労働基準監督署・ハローワークに開設しました。

- 開設日：平成30年7月12日（木）
- 開設時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）
- 相談受付内容は以下のとおり

① ≪労働基準関係：労働基準監督署≫  
（事業主向け）

- 労働者の労務管理に関する相談
- 復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談

（労働者向け）

- 給料の未払等に関する相談
- 労災補償給付等に関する相談

③ ≪職業安定関係：助成金センター≫  
（事業主向け）

- 労働者を休業させる場合の雇用調整助成金に関する相談

② ≪職業安定関係：ハローワーク≫  
（事業主・労働者向け）

- 事業所の休・廃止により一時離職を余儀なくされた方への雇用保険給付に関する相談

④ ≪労働保険関係：愛媛労働局労働保険徴収室≫  
（事業主向け）

- 労働保険料の納付猶予等に関する相談

⑤ ≪総合労働相談：総合労働相談コーナー≫  
（事業主・労働者向け）

- ①～④以外の労働相談

## 災害関連相談窓口一覧

### 労働基準監督署

監督署名	所在地	電話	管轄区域
松山	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4F	089-918-2459	松山市、伊予市、東温市 伊予郡、上浮穴郡
新居浜	新居浜市一宮町1-5-3	0897-37-0151	新居浜市、西条市、四国中央市 今治市宮窪町大字四阪島
今治	今治市旭町1-3-1	0898-32-4560	今治市(今治市宮窪町大字四阪島を 除く)、越智郡
八幡浜	八幡浜市江戸岡1-1-10	0894-22-1750	八幡浜市、大洲市、西予市 西宇和郡、喜多郡
宇和島	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3F	0895-22-4655	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡

### ハローワーク(公共職業安定所)

安定所名	所在地	電話	管轄区域
松山	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1~3F	089-917-8609	松山市、伊予市、東温市 伊予郡、上浮穴郡
今治	今治市南宝来町2-1-6	0898-32-5020	今治市(今治市宮窪町大字四阪島を 除く)、越智郡
八幡浜	八幡浜市松柏丙838-1	0894-22-4033	八幡浜市、西予市、西宇和郡
宇和島	宇和島市天神町4-7	0895-22-8609	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡
新居浜	新居浜市一宮町1-14-16	0897-34-7100	新居浜市、今治市宮窪町大字四阪島
西条	西条市大町受315-4	0897-56-3015	西条市
四国中央	四国中央市三島中央1-16-72	0896-24-5770	四国中央市
大洲	大洲市中村210-6	0893-24-3191	大洲市、喜多郡

### 助成金センター

松山市湊町3丁目4-6  
GET! 4F

089-987-6370

### 愛媛労働局 労働保険徴収室

松山市若草町4-3  
松山若草合同庁舎6F

089-935-5202

### 総合労働相談コーナー

愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208	
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150	
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0151	
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560	
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750	
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655	